２０２３年度 第３回企業倫理委員会 議事録

１．日　時　　２０２３年１２月１１日（月）　１０：００～１２：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

（委員長）	芦谷　茂	代表取締役会長
（副委員長）	小西　秀宣	弁護士
（副委員長・幹事）	宮本　伸一	常務執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長
（委　員）	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会参与
	松浦　秀子	日新運輸工業㈱　代表取締役社長
	中川　賢剛	代表取締役社長執行役員
（オブザーバー）	野曽原　悦子	取締役監査等委員
（説明者）	田中　康義	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ） 兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長 兼．ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門 企業再生ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 部長

４．欠席者【事前に意見を提出】

（委　員）	落合　和志	中国電力労働組合執行委員長

５．議事概要

【委員長あいさつ】

委員会の開催にあたり一言ご挨拶を申しあげる。

まず、会社の状況について、３点ご説明させていただく。

１点目、当社の業績について、グループとして２年間赤字が続いていたが、２０２３年度第２四半期決算は３年ぶりの黒字となり、通期の業績見通しでも経常利益１５００億円、純利益１０９０億円の黒字を見込んでいる。６月に行った料金値上げによる効果や燃料費調整制度の期ずれ差益が大幅に増加したことが大きな要因であり、特に料金値上げではお客さまにご迷惑をおかけしたが、依然として経営は楽観視できる状況ではないと考えている。現在の世界情勢の影響などにより、依然として燃料価格の先行きは見通しにくく、非常に厳しい経営環境が続くものと考えている。今後も、ヘッジ取引の活用による価格変動リスクの低減およびグループを挙げた経営効率化に一層取り組んでいく。

２点目、島根原子力発電所２号機について、８月３０日に設計工事計画認可申請が承認され、大きく前進した。現在、それに基づく建設工事中であり、来年５月に試運転、８月に再稼働を計画している。引き続き、安全最優先は当然であるが、工事工程を守れるようしっかり取り組んでいく。

３点目、一連の不適切事案への対応としては、１１月に景品表示法違反事案に係る措置命令についての報告書を消費者庁に提出したほか、その他の事案で策定した業務改善計画に定める再発防止策に着実に取り組んでいる。

なお、独占禁止法違反疑い事案について、排除措置命令・課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において、当社と公正取引委員会との間で一部に見解の相違があることから、９月２８日、各命令の全部の取り消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。今後、訴訟において当社の考え方を説明し、公正な判断を求めていく。

なお、課徴金については１０月末に全額納付済みである。

このような状況の中、今年度のコンプライアンス強調月間では、社員のコンプライアンス意識の浸透に向け、行為規制や独占禁止法等に関する教育・意識づけに取り組んだ。私からもビデオメッセージを発信し、考え方を社員へ伝えた。また、役員が分担して全事業所を訪問し、職場の声を直接聴く取組みを行った。こうした取組みを今後も継続し、社員とのコミュニケーションを図っていく。

（１）コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

・職場実態・社員意識調査について、調査の結果は全てのカテゴリーで値が低下し、特に「会社への思い」「モチベーション」は大きく低下している。この結果については、会社の厳しい経営環境に加え、会社と社員との信頼関係を揺るがす独占禁止法違反疑い事案も影響していると推察しており、現状を重く受け止める必要があると考える。そのため、会社と社員との信頼関係の再構築に向け、コミュニケーションの活性化に不断に取り組まれたい。

・「業務実態やルールの適切性確認」は、これまでも継続実施されてきたものの、形骸化しつつあり、成果がでていないように感じていたが、今回の一連の不適切事案を踏まえ、職場での話し合いを実施したことと、確認ポイントの追加があったことで、件数的には事務局の狙い通りの効果が出たのではないか。来年度以降の実施にも期待がもてるようになったのは良かったと思う。

（２）一連の不適切事案に係る対応状況等について

一連の不適切事案に係る対応状況等について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

・景品表示法違反事案について、本社の第１線の感覚が鋭ければ、ここまで大きな問題にはならなかったのではないかと思うと、残念である。法律をしっかり押さえておくことは第一であるが、お客様の声に敏感であることはそれと同じくらい重要である。

・内部統制強化委員会が本格始動したが、この活動にはその道の専門家が多く入っているため、大いに期待している。

・独占禁止法違反疑い事案に関する情報については、社員やマスコミにしっかりと説明していく必要がある。

（３）島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況等について

島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況等について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

・島根原子力発電所２号機については、2024 年８月の再稼働に向け、計画的な業務運営を行う必要がある。こうした中で、再稼働へのスケジュールを過度に意識し、安全文化に対する意識が疎かにならないよう、協力会社を含め、心理的な面からも安全文化に対する意識付けに取り組まれたい。

・協力会社各社の原子力安全文化醸成活動計画の審査・評価を行うことは大変に良い取組みと考える。継続実施をお願いしたい。

（４）内部通報制度の運用状況について

２０２３年８月～１０月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１０件）について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

○所感

・概ね適切に処理されている。

○新型コロナ関連制度の適切性について

➢ コロナ関連の制度・対応については周知がなされているはずであるが、なおも通報があるということは、制度についての周知・徹底が不十分なのではないか。

○匿名での相談について

➢ 社外窓口への郵便による匿名通報ということで、「不適切な点はない」との結論が出たにも関わらず、通報者に結果を伝えられないもどかしさが残る。匿名案件でも窓口としてはしっかり調査していることを、何らかの形で表に出せれば良い。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」